

○美濃加茂都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２０条第１項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第２０条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和７年８月２８日

岐阜県知事 江崎 禎 英

１ 都市計画の種類及び名称

美濃加茂都市計画第一種市街地再開発事業
美濃太田駅南地区

２ 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び美濃加茂市建設水道部都市計画課